

平成 21 年 8 月 19 日

各 位

会社名 関西汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒石 眞
コード番号 9152
上場取引所 東証 2 部 大証 2 部
お問合せ先 執行役員 三澤 豊
電話 (06)6574 - 9131

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 25 日付「臨時株主総会および普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」及び平成 21 年 7 月 24 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 21 年 7 月 24 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得について臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株式の株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款一部変更等の内容

平成 21 年 7 月 24 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社は以下のから による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下の から までを総称して、「本定款一部変更等」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること(これに伴い、平成 21 年 8 月 19 日現在において発行済みの当社株式を「普通株式」と呼称することとします。)、上記 による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(会社法 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設すること(全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)

会社法 171 条並びに上記 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が、全部取得条項付普通株式を有する株主様(当社を除きます。以下「全部取得条項付

普通株主様」といいます。)から当社の全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、株式会社商船三井(以下「商船三井」といいます。)以外の全部取得条項付普通株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付すること。

2. 当社定款の一部変更(本定款一部変更等のうち 及び)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の 及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本定款一部変更等の は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における第1号議案として付議され、いずれも承認可決されました(本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成21年7月24日付当社プレスリリースの「1.種類株式発行に係る定款一部変更の件」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「2.全部取得条項にかかる定款一部変更の件」に記載のとおりです。)

(2) 定款変更の効力発生

本定款一部変更等の 及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。本定款一部変更等の の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成21年9月25日(金)に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち)は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年7月24日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条並びに本定款一部変更等のうち 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株主様から当社の全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、取得日(下記(2))において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載された全部取得条項付普通株主様(当社を除きます。)に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種類株式を747万分の1株の割合をもって交付するものです。この際、商船三井以外の各株主に対して割り当てられる当社のA種類株式の数は、1株未満となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち)の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本定款一部変更等の 及び の効力発生を条件として、平成21年9月25日(金)(以下「取得日」といいます。)に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等の によって設けられるA種種類株式を全部取得条項付普通株式1株につき747万分の1の割合をもって交付いたします。

また、全部取得条項付普通株主様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる場合には、1株未満の端数の合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該A種種類株式を商船三井に対して売却することを予定しております。当該売却の結果として全株取得条項付普通株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、各全部取得条項付普通株主様が保有する当社普通株式数に63円（商船三井が当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付普通株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、全部取得条項付普通株主様に対して当社が交付するA種種類株式については、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して上場申請は行いません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、平成21年8月20日から平成21年9月15日までの間整理銘柄に指定された後、平成21年9月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

4. 全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略（予定）

整理銘柄への指定

平成21年8月20日（木）

当社普通株式の売買最終日

平成21年9月15日（火）

当社普通株式の上場廃止日

平成21年9月16日（水）

全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日

平成21年9月24日（木）

全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日（取得日）

平成21年9月25日（金）

以上